

# 秦野市移住ポータルサイト構築 及び運営委託業務に係る要件定義 書

令和8年6月

秦野市都市部交通住宅課

余 白

## ■ 共通要件

### 1 案件名

令和8年度秦野市移住ポータルサイト構築及び運営委託業務

### 2 目的

本業務は、秦野市（以下「当市」という。）への移住や二拠点居住を検討している人に対し、当市の暮らしの魅力や生活環境、仕事、住宅支援等の情報を分かりやすく発信する移住ポータルサイトを構築することを目的とする。

あわせて、デザイン性や視認性に配慮するとともに、必要な情報にアクセスしやすい情報設計とすることで、当市の魅力や新たな暮らし方を効果的に発信し、移住・定住の促進につなげることを目的とする。

### 3 本仕様書の範囲

本仕様書は、当市が受注者に委託する「秦野市移住ポータルサイト構築及び運営業務委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 4 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

ただし、ポータルサイト運用開始時期は当市と協議のうえ決定すること。

### 5 準拠法令等

本業務は、地方自治法、地方自治法施行令、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）及び本仕様書に基づき実施するものとする。

## 6 作業計画

受注者は、契約締結後、速やかに本業務の作業スケジュールを当市に提出し、その承認を受けるものとする。

## 7 コンセプト

- ・丹沢の自然や名水に象徴される豊かな環境、都心へのアクセスの良さ、子育てしやすい生活環境など、当市ならではの暮らしの魅力を分かりやすく伝えるサイト。
- ・当市での暮らしを具体的にイメージできるサイト。
- ・ユーザーの視点に寄り添った分かりやすい情報設計と親しみやすいデザインとすることで、「このまちで暮らしてみたい」と感じられるサイト。

## 8 ポータルサイトの利用対象者（ターゲット層）

〈主なターゲット〉

- ・子育て世帯
- ・若年層を中心とした働く世代

〈想定する利用者〉

- ・当市への移住を検討している人
- ・二拠点居住を検討している人
- ・セカンドライフ移住を検討している人

## 9 主な業務概要

- (1) ポータルサイト構成の設計
- (2) ポータルサイトの構築（CMS 導入）・動作テスト
- (3) 初期掲載情報のセットアップ

- (4) 操作・運用マニュアルの作成
- (5) 運用開始後の解析データ提供
- (6) サーバ管理
- (7) 保守運用支援
- (8) 改善提案・更新支援
- (9) ロゴデザイン等の作成
- (10) 広報活動（SNS 広告や外部サイト掲載等）

## 10 成果物

No	成果物	数量
1	実施計画書	電子データ 1 式
2	実施報告書	電子データ 1 式
3	秦野市移住ポータルサイト	1 式
4	ポータルサイト設計書	電子データ 1 式
5	ポータルサイト操作マニュアル	電子データ 1 式
6	ロゴデータ等デザインに関する画像データ	1 式
7	ロゴデータ等デザインのレギュレーション	電子データ 1 式
8	その他当市が指示するもの	未定

## 11 納品場所

秦野市役所または指定する場所

## ■ ポータルサイト基本方針・構築

### 1 サーバ環境

- (1) CMSサーバ、公開用サーバ等運用に必要な環境は受注者がすべて用意すること。
- (2) サーバの設置場所は国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。既に保有又は契約しているサーバ（クラウドサービス及びレンタルサーバーを含む。）の利用を可とする。
- (3) 本サイトは24時間365日の運用を可能とすること。
- (4) 本サイト全般について、SSL/TSLによる暗号化処理を行うなどのセキュリティ対策を講じること。また、コンピュータウイルスや不正アクセス、サイト改ざんなどの外的脅威に対する防護について、万全の対策を講じているサーバを利用すること。
- (5) 100人以上の同時接続が可能なサーバを利用すること。

### 2 CMSの導入

管理運用を本市で行えるよう、CMSを導入すること。また、管理運用マニュアルを作成し、職員向け研修を行うこと。

CMSの機能要件は以下のとおりとする。

- (1) ID・パスワード管理、ユーザー管理
- (2) ページ作成・公開機能
- (3) 閲覧数やクリック数、流入数、離脱率等の検索機能
- (4) ログの管理（過去6か月分）
- (5) コンテンツの追加、編集、削除
- (6) 定期的なバックアップ
- (7) その他ポータルサイトの管理・運用に必要な機能

### 3 ユーザビリティ及びアクセシビリティ

- (1) 本サイトの設計及び CMS の導入にあたっては、JIS X 8341-3:2016 の等級 AA に配慮すること。
- (2) 多言語対応について、可能な範囲で対応を行うこと。
- (3) レスポンシブデザインにより、どの閲覧端末でも快適にコンテンツを閲覧できるようにすること。特にモバイルファーストを意識し、スマートフォンを中心とするモバイル端末で見やすく操作しやすくすること。
- (4) 閲覧端末の OS は、以下の主要 OS の最新バージョン及びその直近のバージョンにおいて正常に閲覧できること。  
  
【スマートフォン】 iOS / Android  
  
【PC】 Windows / macOS
- (5) 閲覧端末のブラウザは、以下のブラウザにおいて表示レイアウトを維持すること。  
  
【ブラウザ】 Google Chrome / Safari / Microsoft Edge
- (6) 利用者のページアクセスを容易とするため、統一的なデザインのグローバルナビゲーションを設けること。
- (7) 利用者が目的の情報を容易に検索できるよう、サイト内検索機能を設けること。
- (8) SNS への導線設置を可能とすること。( X / Instagram / Facebook 等)
- (9) 動画への導線設置を可能とすること。(YouTube 等)
- (10) 高解像度の画像データへの対応及び、ページの表示速度が著しく低下しないよう配慮した設計とすること。

## 4 ページの構築

以下の表を基本に当市と協議の上、「デザイン・ページ構成要件」を決定し、デザインを作成すること。

トップページ	
ト 移住	・ メインビジュアル
ト 移住までのステップ（アンカーリンク）	・ キャッチコピー、リード文
ト イベント情報	・ 特集記事
ト お試し住宅	・ イベント情報
ト TANZAWA LIFE	・ イメージ動画（ランニング）
└ miraie	・ 関連サイト及び各 SNS への遷移リンク
ト 定住化促進住宅「ミライエ秦野」	・ 問い合わせフォーム
ト 移住者インタビュー	・ 著作権
ト 子育て移住	・ 免責事項
ト ニ拠点居住	・ プライバシーポリシー
└ セカンドライフ	・ サイトマップ
ト 住宅取得応援事業	
└ 移住者相談	
ト オンライン相談	
ト 移住相談窓口	
└ よくある質問・問い合わせ	
ト 秦野の魅力	
ト 秦野市ってどんなまち	

- |           ト 自然・環境
- |           └ 名水のある暮らし
- |   ト エリア紹介
- |           ト 渋沢エリア
- |           ト 鶴巻温泉エリア
- |           ト 秦野駅周辺
- |           ト 東海大学前エリア
- |   ト アクセス
- |   └ フォトギャラリー
- |
- ト 暮らしの情報
- |   ト 医療
- |   ト 買い物
- |   ト 交通
- |   ト 公園・自然
- |   ト イベント
- |   ト OMOTAN観光サイト
- |   └ 地域コミュニティ
- |
- ト 住まい
- |   ト 住宅取得応援事業
- |   ト 空家バンク
- |   ト 市営・県営住宅
- |   ト マンション管理

- |     └ 不動産情報
- |
- |
- |     └ はだの子育てポータルサイト
- |
- |
- |     └ 市内企業
- |     └ 就職支援
- |     └ 農業・地域の仕事
- |     └ 起業支援

## 5 SEO対策

SEO対策を講じ、検索エンジンへの最適化を図ること。

## 6 瑕疵担保責任

本サイトの納品完了日から1年以内に瑕疵が発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。

## 7 協議

- (1) 本業務の遂行に当たっては、当市と十分な打ち合わせを行い、本業務を誠実に履行するものとする。
- (2) この仕様書は、当市と受注者が遵守しなければならない事項を示すもので、これにより難しい場合または明示していない事項については、当市と協議して決定するものとする。
- (3) 各作業実施にあたり、業務及び稼働中の既存システムなどに影響があると思われる場合には、事前に当市と協議の上、その指示に従い作業を実施すること。

## 8 特記事項

### (1) 機密の保持・セキュリティ・個人情報の保護

ア 外部から読み取られないようなセキュリティを確保すること。また、情報漏えい対策が十分講じられていること。

イ 運用するサーバについては、ウイルス対策ソフトを常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。

ウ 受注者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。

エ 受注者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む）を当市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

オ 受注者は、本業務の履行のために当市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。

カ 受注者は、個人情報等の取扱いについて、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、業務に関わらず個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

### (2) 著作権

本業務の履行過程で生じた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、当市に帰属するものとする。また、その権利行使については、相手方の同意及び対価の支払いを要しないものとする。ただし、本業務の受託前に既に受注者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。

納品される成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、当市が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。この場合、受注者は当該契約等の内容について、事前に当市の承諾を得ることとし、当市は当該著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当市の責に帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理するものとする。